

国民健康保険・長寿医療制度・介護保険からのお知らせです！

「長寿医療・国保についてのお知らせです」

住民税非課税世帯の方は、医療費や食事代などが減額になります！

入院するときなど、限度額

表参照)までの負担で済みます。

また、同一世帯全員が住民税非課税の場合は、医療費の自己負担限度額、食事代を減額します。

減額の認定を受けるためには、

申請が必要です。すでに認定を受けている人も、8月以降入院

が継続する場合や新たに入院する場合は再度申請が必要です。

交付された減額認定証を医療機関窓口に提示することによって、自己負担が減額されます。

次のとおり申請を受け付けます。

・受付開始日

8月1日から随時

・必要なもの

被保険者証・印鑑

・受付場所

住民生活課 住民係

70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

	外来（個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降は、44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% (4回目以降は、83,400円)
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降は、44,400円)
住民税非課税世帯	35,400円 (4回目以降は、24,600円)

入院時食事代の標準負担額（1食当たり）

現役並み所得者、一般	260円	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ	100円	

交通事故など第三者の行為によりけがや病気をした場合も、医療費等は加害者が全額負担するのが原則ですが、届出をして認められると上記の保険制度で医療・介護を受けることができます。この場合、医療費等は保険制度が一時的に立て替え、あとで加害者に請求することになります。

まずは警察に届けましょう
交通事故にあつた場合は、すぐに警察に届けて、「事故証明書」をもらいましょう。

必ず保険制度の担当窓口、「第三者行為による傷病届」を提出してください

・担当窓口
医療の場合……

住民生活課 住民係
介護の場合……

福祉保健課 いきがい支援係
・届出に必要なもの

保険証、印かん、「事故証明書」
(後口でも可)

注意!! 示談の前に担当窓口へ!
先に加害者から直接治療費を受けとったり、示談をすませたりすると保険が使えなくなることがあります。示談の前に必ずご相談ください。

問い合わせ先

・国民健康保険・長寿医療制度について 住民生活課 住民係
・介護保険制度について 福祉保健課 いきがい支援係

☎73 - 1415

☎73 - 1333